

福祉・税法上の救済制度等について

1 福祉制度など

交通事故により父親を亡くしたため母子家庭となった場合に、児童扶養手当や母子福祉資金の貸付などを受ける場合があります。また、生活に困っている人に対しては、必要な保護を受けることができる生活保護制度が準備されています。

- 児童扶養手当
- 母子福祉資金の貸付
- 生活保護制度

窓 口 市役所、町村役場、福祉事務所

● 公営住宅への優先入居

窓 口 公営住宅管理窓口

その他、各種援助・救済機関が行うものがあります。詳しいことは関係する機関にお問い合わせ下さい。

2 税法上の救済制度

交通事故により、負傷して医療費を支払ったり、身体に障害を負った方、あるいは、配偶者と死別した方などには、所得税が減額される「所得控除」が認められる場合があります。所得控除には、次のようなものがあります。

- 医療費控除
- 障害者控除
- 寡婦(寡夫)控除



交通事故相談窓口一覧

警 察		
北海道警察本部 交通捜査課	札幌市中央区北2条西7丁目 本部庁舎内	011-251-0110
函館方面本部 交通課	函館市五稜郭町15-5 方面本部庁舎内	0138-31-0110
旭川方面本部 交通課	旭川市6条通10丁目 旭川中央警察署内	0166-35-0110
釧路方面本部 交通課	釧路市黒金町10丁目5 方面本部庁舎内	0154-25-0110
北見方面本部 交通課	北見市青葉町6-1 方面本部庁舎内	0157-24-0110
最寄りの警察署交通課		

各種援助・救済機関		
独立行政法人 自動車事故 対策機構	札幌主管支所	011-551-2145
	函館支所	0138-55-1731
	釧路支所	0154-51-7337
	旭川支所	0166-40-0111
(財)交通遺児育成基金		0120-16-3611
(財)交通遺児育英会		0120-52-1286
(財)自動車事故被害者援護財団		03-3237-0158
(財)高速道路交流推進財団		03-5623-1640
日本司法支援センター(愛称:法テラス)		(0570)078374

交通事故相談所		
北海道交通事故相談所	札幌市中央区北3条西6丁目道庁1F	011-204-5220 050-3533-4703
渡島交通事故相談所	函館市美原4丁目6-16 渡島総合振興局	0138-47-9435
空知交通事故相談所	岩見沢市8条西5丁目 空知総合振興局	0126-20-0044
上川交通事故相談所	旭川市永山6条19丁目 上川総合振興局	0166-46-5923
オホーツク交通事故相談所	網走市北7条西3丁目 オホーツク総合振興局	0152-41-0783
釧路交通事故相談所	釧路市浦見2丁目2-54 釧路総合振興局	0154-43-9151
札幌市交通事故相談所	札幌市中央区北1条西2丁目札幌市本庁舎1F	011-211-2042
(財)北海道交通安全協会 交通安全推進センター内 交通事故相談所	札幌市中央区北1条西9丁目 ノースキャピタルビル4F	011-233-2543

カウンセリング(民間相談機関)	
(社)北海道家庭生活総合カウンセリングセンター	011-232-8740
釧路被害者相談室	0154-24-6002
苫小牧地区被害者相談室	0144-37-7830
函館被害者相談室	0138-43-8740
オホーツク被害者相談室(北見市)	0157-25-1137
北・ほっかいどう被害者相談室(旭川市)	0166-24-1900

北海道交通事故被害者の会
北海道の交通事故による遺族と被害者で構成する被害者団体です。被害者同士の相互支援と交流、犠牲を無にせず交通犯罪や事故の撲滅を目的としています。011-233-5130

平成23年3月 発行
北海道環境生活部くらし安全局くらし安全推進課
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 | TEL:011-204-5663

交通事故の被害者や その家族の方々へ



犯罪被害者等とは

犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいいます。殺人・傷害の事件や窃盗、放火、詐欺などの被害者も犯罪被害者ですし、交通事故による被害者も犯罪被害者なのです。交通事故は、危険運転致死傷罪、自動車運転過失致死傷罪等の刑法上の「犯罪」に該当する場合が多いにもかかわらず、「事故」として社会で軽く見られる傾向にあり、被害者やその家族が周囲の心ない言動に深く傷ついていることが多く見られます。被害の重大さに比して加害者が軽い刑罰しか与えられないことに対する怒りを抱えている方も見受けられます。

犯罪被害者等の権利

すべての犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有しています。
(犯罪被害者等基本法第3条)

①知る権利

なぜ事件が起こり、どのようにして被害に遭ったかなど、犯罪に関する情報を知ること。

②司法手続に参加する権利

事実に基づく公正な裁判などの司法手続に、当事者として参加すること。

③被害回復の権利

偏見や無理解による二次被害を受けない。加害者の謝罪や損害賠償、行政機関などからの支援を受けること。

警察からの支援について

重大な交通事故事件などの被害者等への支援として次の制度があります。

●被害者支援要員制度

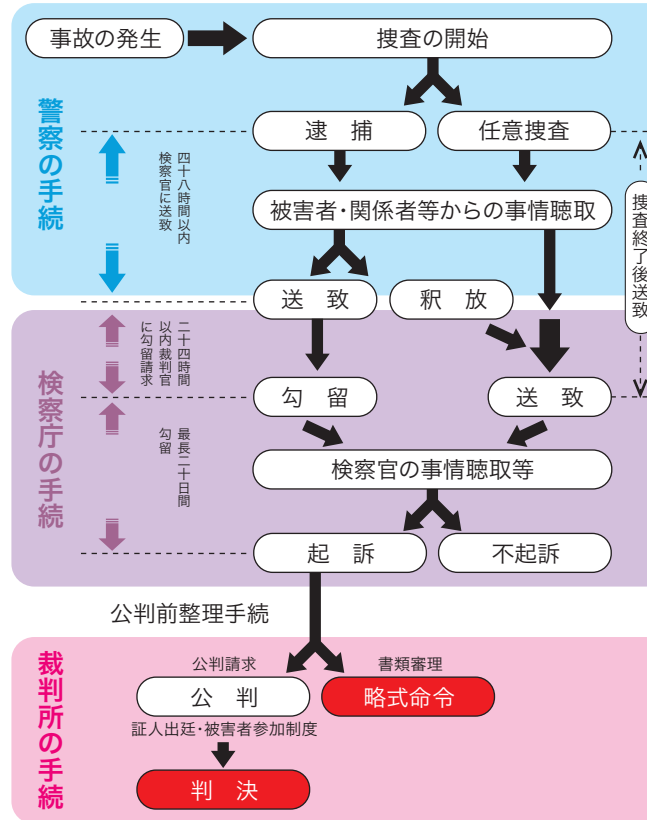
交通事故発生後、精神的に動揺している被害者等に、警察職員が付き添い、各種手続きの説明等の活動を行います。

●被害者連絡制度

加害者の住所、氏名、年齢、交通事故の発生日時、場所、捜査状況、加害者の検挙、処分状況等に関する情報を知らせます。

刑事手続きの概要等

刑事手続きの流れ図



※犯人が少年(20歳未満)のときは、少年審判手続きなど、これらの手続きとは違う場合があります。

※刑事手続きを進める上で、次のようなお願いを警察側からすることがあります。

事情聴取	交通事故状況、届け出をした状況など
実況見分	実況見分での立会い、証拠品の提出 (被害者の着衣等)

被害者参加制度

犯罪被害者等が刑事裁判手続きに直接関与することができる制度。殺人、傷害などの故意の犯罪行為により人を死亡させたり傷つけた事件や、自動車運転過失致死傷などの事件の被害者の方、被害者が亡くなった場合及びその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹などの方々です。

自動車保険について

交通事故の被害者への保障制度は、次のようになっています。

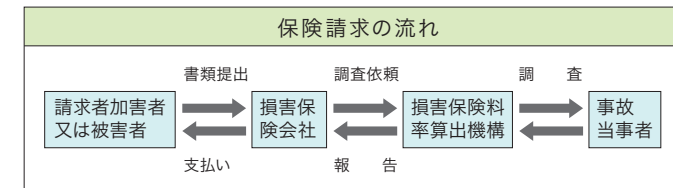
自賠責保険(共済)と任意保険

自動車保険には、強制保険と呼ばれている自賠責保険(自動車損害賠償責任保険)と任意保険があります。

自賠責保険		加入	任意保険
加入しなければならない(義務)		加入	任意
人身損害		対象	人身損害・物損
死亡	3,000万円	支払い限度額	保険契約の限度額までの補償
障害	120万円		
後遺障害	75万~4,000万円 (1~14の障害等級による)		

① 自賠責保険(共済)

自賠責保険の請求



- 被害者請求: 加害者に誠意がない場合は、被害者が加害者の加入している損害保険会社に直接請求できます。
- 加害者請求: 加害者が被害者に損害賠償金を支払ったあと、保険金を損害保険会社に請求する取り扱いです。

② 任意保険

具体的な手続き等については、各損害保険会社にお問い合わせ下さい。

自動車損害賠償保障事業(政府保障事業)

次のような人身事故については、自賠責保険から救済が受けられません。

- ひき逃げされ、相手が判明しない
- 事故を起こした相手が自賠責保険に加入していない。

このような場合などに、政府(国土交通省)が自動車損害賠償補償法に基づいて被害者の救済を図るため、損害をてん補する制度です。詳細は、損害保険会社などにお尋ね下さい。